

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 保険年金課

|                |   |  |
|----------------|---|--|
| 許認可等の内容        |   | 移送費の支給   |
| 根拠法令等及び条項      |   | 国民健康保険法第54条の4  |
| 標準<br>処理<br>期間 | 根拠条項  | 未設定  |
|                | 設定等年月日  | 平成 年 月 日設定<br>平成 年 月 日最終変更                                 |
|                | 標準処理期間  |  |
| 審査<br>基準       | 根拠条項  | 国民健康保険法第54条の4<br>国民健康保険法施行規則第27条の9、第27条の10、第27条の11及び第28条の2 |
|                | 参考事項  | 栃木市国民健康保険規則第41条  |
|                | 設定等年月日  | 平成 年 月 日設定<br>平成 年 月 日最終変更                                 |
|                | <p>【 基 準 】</p> <p>国民健康保険法抜粋<br/>(移送費)</p> <p>第54条の4 市町村及び組合は、被保険者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給する。</p> <p>2 前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>国民健康保険施行規則抜粋<br/>(移送費の額)</p> <p>第27条の9 法第54条の4第1項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額とする。ただし、現に当該移送に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>(移送費の支給要件)</p> <p>第27条の10 市町村及び組合は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合に移送費を支給する。</p> <p>(1) 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。</p> <p>(2) 移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。</p> <p>(3) 緊急その他やむを得なかつたこと。</p> |  |

(移送費の支給申請)

第27条の11 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第54条の4の規定により移送費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した移送費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。

- (1) 移送を受けた被保険者の氏名、生年月日及び個人番号
- (2) 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日
- (3) 移送経路、移送方法及び移送年月日
- (4) 付添いがあったときは、その付添人の氏名及び住所
- (5) 移送に要した費用の額
- (6) 被保険者記号・番号

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び同項第5号の事実を証する書類を添付しなければならない。

- (1) 移送を必要と認めた理由（付添いがあったときは、併せてその付添いを必要と認めた理由）
- (2) 移送経路、移送方法及び移送年月日

3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師の診断年月日及び氏名を記載しなければならない。

栃木市国民健康保険規則抜粋

(移送費の支給)

第41条 市長は、施行規則第27条の11の規定により提出された国民健康保険移送費支給申請書（別記様式第25号の2）につき審査し、支給の適否を決定して、移送費支給決定通知書（別記様式第26号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により移送費の支給を決定された者は、移送費請求書（別記様式第27号）を市長に提出して支給を受けるものとする。